

区分	NO	質問	回答	参考
加入	1	収集運搬事業者がJWNETに加入していませんが、電子マニフェストを利用することは可能ですか。	利用することはできません。 JWNETを利用するには排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者すべてが加入していることが必要です。	電子マニフェストガイドブックP7-8
加入	2	排出事業者と収集運搬業者の両方に該当する場合、両方で加入する必要がありますか。	自社の廃棄物のみを運搬する場合は排出事業者のみの加入で運用できます。 他社の廃棄物を受託し処理する場合は、収集運搬業者としても加入する必要があります。	
加入	3	全国に4か所の工場があります。1つの加入者番号で運用することは可能ですか。	可能です。 一括で管理する運用のほか、工場ごとの複数の担当者がマニフェスト管理をするために、サブ番号をそれぞれの担当者に設定し運用することもできます。	電子マニフェストガイドブックP18-20
加入	4	建設会社です。工事現場ごとにマニフェストを管理したいのですが、工事現場ごとに加入する必要がありますか。	工事現場ごとに加入する必要はありません。 建設業者の方は工事現場を管理している本社や支店で1加入し各工事現場を管理している事例が多く見受けられます。 1加入で複数の工事現場のマニフェストを登録することができます。また、工事現場の担当者ごとにサブ番号を設定しマニフェスト登録することも可能です。	電子マニフェストガイドブックP18-20
加入	5	排出事業者C料金（団体加入）の加入方法を教えてください。	排出事業者の手続きの支援や利用料金等の支払いを行う利用代表者を指定し、利用代表者を通じて加入します。 団体は20者以上の排出事業者で構成するなどの条件を満たす必要があります。	電子マニフェストガイドブックP15
加入	6	収集運搬業者が利用代表者になることは可能でしょうか	可能です。 利用代表者になるには次の条件を満たす必要があります。 1) 加入者（排出事業者）が20者以上ある。（以下「団体加入者」という。） 2) 「利用代表者」として次の業務を行う。 ・ 団体加入者の加入、解約等の手続きの支援 ・ 団体加入者の利用料金等の支払い ・ JWセンターからの通知を団体加入者へ伝達 等 お申込み前に必ず「電子マニフェスト利用細則」及び「利用代表者の行う事務手続き等に関する細則」をご確認ください。	電子マニフェストガイドブックP15
請求	7	会社で1加入し、複数の事業場のマニフェストを事業場ごとに請求書を分ける方法がありますか。	請求書は加入者番号ごとに発行されますので、1加入で複数事業場のマニフェストを作成している場合に事業場ごとに請求書を分けて発行することはできません。 請求書を分けたい場合は、事業場ごとに加入する必要があります。	
請求	8	請求の連絡はどのように通知されますか。	JWNETに登録している次のアドレスに請求書の発行を通知するメールが届きます。 ・ 事務担当者メールアドレス ・ 請求担当者メールアドレス	
登録	9	舗装工事の現場で、アスファルトガラを10 tダンプで20台分を搬出する作業を、3日間続けた場合、マニフェスト登録件数は「①工事として1件」「②車両として60件(紙マニフェストと同じ)」「③施工日として3件（200 t / 日）」のどれになりますか。	「②車両として60件(紙マニフェストと同じ)」になります。 マニフェストは車両ごと、廃棄物の種類ごと、行き先ごとに登録するのが原則です。	
登録期限	10	引渡し日から3日以内に登録が必要ですが、3日が経過してしまった場合はどうしたらいいのでしょうか。	3日を経過してもJWNETへの登録は可能ですが、速やかに登録してください。	
行政報告	11	電子マニフェストと紙マニフェストの運用を併用することは可能ですか。また、自治体への報告は紙マニフェスト分の集計のみでよいのでしょうか。	可能です。 併用する場合は、紙マニフェスト発行分のみを集計し自治体へ報告してください。	電子マニフェストガイドブックP41
サブ番号	12	サブ番号を利用するための手続きは必要ですか。	JWセンターへの特別な手続きはありません。 加入者が マイページ > 加入者サポート > サブ番号設定 よりサブ番号を設定し、利用できます。	電子マニフェストガイドブックP19
サブ番号	13	サブ番号の登録に追加料金は必要ですか。	追加料金は必要ありません。サブ番号は99個まで作成できます。	電子マニフェストガイドブックP19

区分	NO	質問	回答	参考
サブ番号	14	サブ番号ごとのマニフェスト情報を絞り込んで照会することは可能ですか。	サブ番号を検索条件としてマニフェスト情報の照会することはできません。 マニフェスト情報の照会で任意の条件（サブ番号ごと、担当者ごと等）でマニフェストを検索したい場合には、「連絡番号」の活用をご検討ください。	電子マニフェストガイドブックP20、P46-47
サブ番号	15	建設会社です。工事現場ごとにサブ番号を作成した場合、現場（工事）完了後はそのサブ番号は利用できなくなりますか。	利用できます。 工事現場（排出事業場）とサブ番号は紐づいていないので、別の現場にも利用いただけます。	電子マニフェストガイドブックP19
受渡確認票	16	運用には受渡確認票が必要ということですが、スマートフォン等で代替することはできますか。	受渡確認票は電子マニフェストを円滑に運用するため、以下のように活用されています。必ずしも書面に限られず、スマートフォン等を利用した電子情報で代替することも可能です。 ①排出事業者、処理業者間における廃棄物受渡しの確認・記録 ②収集運搬業者が運搬時に携帯する書面 ③マニフェスト登録、処理終了報告する際の情報入力票	電子マニフェストガイドブックP25
受渡確認票	17	排出事業者です。 収集運搬業者に渡す受渡確認票を、事前にJWNETから印刷する方法を教えてください。	予約登録を行うと引渡し前にマニフェスト番号が印字された受渡確認票をJWNETから印刷することができます。	電子マニフェストガイドブックP30
受渡確認票	18	受渡確認票は収集運搬業者が準備するのでしょうか。	受渡確認票は誰が準備してもかまいません。関係者間で事前に相談して決めることができます。たとえば、予約登録を活用し排出事業者が作成することもできますし、廃棄物の回収を行う収集運搬業者が作成する方が間違いが少なくスムーズであれば収集運搬業者が作成しても問題ありません。	電子マニフェストガイドブックP28
確定数量	19	計量器がないため、排出事業者で数量がわかりません。どのように入力すればいいですか。	排出事業者は必ず数量を入力する必要があります。 数量は重量（トン、kg）で入力できない場合は、「㎡、個・台」などの単位を選ぶこともできますので、「（トラック）1台」や「フレコンバック1個」などを入力し、数量の確定者を処分業者とすることもできます。	電子マニフェストガイドブックP35
確定数量	20	排出事業者が数量の確定者になるのが一般的でしょうか。	数量の確定者は排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者で検討して決めてください。 2022年度の排出事業者アンケートでは数量の確定者について「排出事業者18%、収集運搬業者23%、処分業者38%、マニフェストごとに変更している14%、数量確定者がよくわからない7%」という結果でした。	電子マニフェストガイドブックP34-35
確定数量	21	数量の確定者が排出事業者で、処分業者が計量後の正確な数量を受入量として入力した場合、排出事業者は処分業者の受入量に合わせて数量を修正する必要がありますか。	（必ずしも修正が求められるものではありません）確定数量は行政への報告に反映する数量になるため、処分業者が計量した値が排出事業者が入力した確定数量と著しく異なる場合には修正することをお勧めします。 また、処分業者が計量した値を入力している場合には、処分業者を数量確定者として指定することにより、行政への報告の精度を上げることができます。	電子マニフェストガイドブックP34-35
確定数量	22	排出事業者が数量の単位を「㎡」で入力し、数量の確定者に指定されている処分業者が単位を「kg」にて入力することはできますか。	廃棄物の数量については排出事業者、収集運搬業者、処分業者それぞれで入力できますので、異なる単位を使用できます。	電子マニフェストガイドブックP34-35